

魚津市告示第55号

魚津市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱の一部改正  
について

魚津市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱（令和2年魚津市告示第7号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月8日

魚津市長 村椿 晃

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく緊急事態宣言発令時に、同法第34条第1項及び魚津市インフルエンザ等対策行動計画に基づき設置する魚津市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。